

### Ⅲ 若手弁護士の支援

#### 1 若手弁護士支援の背景と必要性

日弁連の会員は、2009年3月末に26,930人であったところ、この10年間で40,934人(2018年12月31日現在)へと増加した。すなわち日弁連の会員のおよそ3分の1が登録10年未満の会員ということになる。日弁連の規則上、若手弁護士とは弁護士登録後5年程度までの者をいうが(若手弁護士サポートセンター設置要綱第2項)、若手弁護士への支援は、次日の日弁連を担う者の養成という意味からも日弁連の会務運営上極めて重要な課題である。この10年は、若手弁護士への支援が更にクローズアップされた10年であった。

#### 2 若手弁護士に対する経済的支援

若手弁護士に対する経済的支援としての日弁連会費の減免については、既に2009年以前においても実施されていた。その施策の一つは平山正剛会長時代に臨時総会において承認された会則第95条第2項である。同項は、弁護士人口の増加に伴う登録直後の年収の低下を理由とするもので、2007年9月4日以後に司法修習を終了した会員について、修習終了後2年を経過しないときまで日弁連会費を半額とするものである。もう一つは、若手弁護士に限るものではないが、同じ臨時総会において承認された会則第95条の4第2項の出産時の日弁連会費の免除である。免除の期間は出産時の会費免除に関する規程に基づき4か月(多胎妊娠の場合は6か月)となっている。

これらの既に存在した会費の減免制度に加え、山岸憲司会長時代の2013年12月6日の臨時総会において、会則第95条の4第3項が承認され、男女共同参画の観点からの女性の育児期間中の負担軽減や男性の育児参加の促進を目的として育児中の会費の免除が定められた。育児中の会費免除も若手弁護士に限るものではないものの、中心となる対象者は若手弁護士であるものと考えられる。免除の期間は、育児期間中の会費免除に関する規程に基づき子が2歳に達する日の属する月までの任意の連続する6か月(多胎妊娠により2人以上の子が出生した場合は

9か月)であり、免除の対象者は男女を問わないものである。

さらに2017年11月1日から、会員が研修、委員会活動等の会務(日弁連/弁護士会連合会/弁護士会)のために必要になったベビーシッターの費用及び延長保育料等につき、1回5,000円を上限とし、子ども1名あたり、1年度、15,000円を上限として日弁連が補助する制度の試行が開始された。

#### 3 若手弁護士支援の組織

2006年に、翌年の法科大学院出身者の弁護士登録による大量増員を見据え発足させた弁護士業務総合推進センター(以下「業推センター」という。)を前身として、2008年には法的サービスの需要の充足と司法アクセスの改善を目的に、法的サービス企画推進センター(以下「法推センター」という。)が設置された。業推センターには15のプロジェクトチーム(以下「PT」という。)が設けられ、そのうち直接若手弁護士支援に関するPTとして「弁護士就職問題PT」、「研修PT」、「求人求職情報提供システムPT」等が設けられていた。「eラーニング」や「ひまわり求人求職ナビ」は業推センターにおいて検討が始められたものである。後継組織である法推センターにおいても、「弁護士採用推進PT」、「求人求職情報提供システムPT」が継続して設置されていた。これら業推センターも法推センターも、若手弁護士の就業問題に取り組むとともに、弁護士の業務基盤を強化し、若手弁護士の活躍の場を確保することを目的としていた。

2010年になると法推センターの活動のうち若手弁護士の採用推進や開業支援、また組織内弁護士に関する活動は、新たな組織である若手法曹サポートセンター(以下「旧若サポ」という。)に引き継がれた。さらに、山岸憲司会長時代の2012年には、旧若サポの後継組織として、採用推進・開業支援に関する取組、組織内弁護士(特に官公庁・地方自治体の公務員登用)の促進等活動領域の拡大に関する取組を担うため、若手法曹センターが設置された。若手法曹センターには4つのPT(開業・業務支援PT、公務員任用支援PT、夢実践PT、若手女性会員及び女性修習生支援策検討PT)が設けられてい

た。さらに村越進会長時代である2014年には、若手法曹センターから公務員任用支援PTの活動が法律サービス展開本部へと移り、現在の若手弁護士サポートセンター(以下「若サポ」という。)が、登録後5年程度までの若手弁護士の支援を目的として、理事会内本部組織から委員会組織として改組され設置された。若サポには3つの部会(開業・業務支援部会、夢実践部会、若手女性会員及び女性修習生支援策検討部会)が設けられている。各部会においては、全体としての東京三弁護士会就職合同説明会の共催や修習終了者の就業状況調査等のほか、毎年以下のような活動を行っている。

(1) 若サポの開業・業務支援部会は、独立開業支援チューター制度、独立開業支援メーリングリスト等の設置、「弁護士のための事務所開設・運営の手引き」、「即時・早期独立開業マニュアル」や「弁護士業務に関する質問事例集」等の発行、司法修習生を対象とした就職活動セミナー、就職・即時独立開業に関する相談会の実施、登録5年目までの若手弁護士を対象とした「弁護士業務支援ホットライン」の運営等を主な活動内容としている。また2016年には、遠隔地の支部からの会務参加を容易にすることを目的として35の弁護士会に会議用マイクスピーカーの費用補助も行っている。

(2) 若サポの夢実践部会は、若手弁護士の「弁護士になっても活躍の場がない」という不安感や閉塞感を払拭するべく、若手弁護士の悩みや問題点を把握しながら、各地域の弁護士の先進的活動や経済的基盤の拡充等の調査研究を通じて、2012年の「夢の実践に向けて」から2014年の「なるほど、なっとく!業務運営・顧客獲得等の黄金のルール」等のシンポジウムを開催している。その後も、若手弁護士の「やりがい」等を探るべく調査研究を行っている。

(3) 若サポの若手女性会員及び女性修習生支援策検討部会は、2014年に若手女性会員に対するアンケートを実施して、就業・業務支援策に関する問題点を把握し、その後の活動に生かしている。また毎年活動として、東京三弁護士会就職合同説明会に「女性相談ブース」を設置している。2013年は東京で、2014年以降は東京と大阪において、女性司法試験合格者に対する就職セミナーを開催している。

さらに「子育て支援室」や「ベビーシッター費用等援助(試行中)」の検討も続けている。

## 4 若手弁護士の技術的支援

### (1) 研修

研修は、弁護士に求められる高い専門性、公益性、倫理性を研鑽し国民の信頼を確保するという対外的要請のためだけでなく、会員サービスという対内的要請にも応えるものである。2013年6月には、研修をより実践的、効率的に運営していくために従来の日弁連研修センターを、研修の調査・研究のほか、会長からの諮問に対する答申を行う研修委員会に改組し、併せて執行部直轄機関として研修の企画立案や、その管理、運営を行う組織として日弁連総合研修センターが設置された。

1999年の新規登録弁護士研修ガイドラインの制定から日弁連では、若手弁護士支援の目的での研修の充実が図られてきた。2007年から運用が開始されたeラーニングにおいて、会員の受講ニーズが高いテーマに関する連続講座も徐々に制作された。2015年からは、日弁連総合研修センターでは、eラーニング講座を分野別・レベル別に整理した「研修ステップアップガイド」を年1回発行し、基礎力を身につける講座、重要分野に対応する講座、取扱分野を拡げる講座の3ステップを提示し、若手弁護士のeラーニング講座の利用をより分かりやすくした。また、短時間の受講で基礎を押さえられるように約30分間の「コンパクトシリーズ」も制作され視聴に供されている。

2016年7月からは、それまで有料コンテンツであった日弁連が提供するライブ実務研修及びeラーニングが原則無償とされ、講座の多種多様化や視聴デバイスの拡張とあいまって、若手弁護士にとってより利用しやすいものとなっている。

### (2) 弁護士業務支援ホットライン

登録5年目以内のすべての若手弁護士が、事前の申込手続等をすることなく、民事・刑事を問わず事件の方針や訴訟手続、経験したことのない問題や難しい事案、事務所内の悩み等、業務に関するあらゆることを電話で気軽に相談できる業務支援事業として、2016年3月29日から弁護士業務支援ホットラ

インの運営が開始された。当初はパイロット事業として行われてきたが2018年4月から本格実施がなされている。運営は若サポが行っているが、相談員は日弁連刑事弁護センター等にも協力を求めている。

## 5 若手弁護士の意見を日弁連に反映させる制度

### (1) 若手弁護士カンファレンス

村越進会長は、2014年8月23日と2015年2月28日の2回にわたって全国の若手弁護士に参集してもらい、若手弁護士カンファレンスを開催した。若手弁護士への支援策を展開するためには、若手会員の「生の声」を聞くことが不可欠との判断である。2015年からは、弁護士会連合会において、日弁連からの要請に基づき弁連大会前夜等に若手弁護士カンファレンスが開催されている。若手弁護士カンファレンスで出された若手会員の意見は、日弁連の複数の施策に反映している。

### (2) 若手弁護士の会務活動への参画の在り方検討ワーキンググループ

2016年1月に、その設置期限を1年間として登録10年未満の若手弁護士を中心とし「若手弁護士の会務活動への参画の在り方検討ワーキンググループ(WG)」が設置された。同WGでは、若手会員に会務活動への主体的かつ積極的な参画を促すための方策や若手会員の意見を会務活動に反映させるための方策の検討が行われた。

## 6 若手弁護士の就業状況

日弁連においては、2009年の現新62期以降の一斉登録日から12か月後までの未登録者数について統計を取っている(60期、61期については4か月後まで)。2009年の新62期の一斉登録日時点の登録者は1,693人で未登録者は133人(6.7%)であったものが、新63期は1,571人で未登録者は214人(11.0%)、以降順次未登録者割合は増加していき、66期で未登録者は570人(28.0%)、67期で未登録者は550人(27.9%)とピークを迎え、12か月後においても、それぞれ未登録者57人(2.8%)、未登録者61人(3.1%)と高い値を示して

いた。その後、68期は一斉登録日時点の未登録者468人(26.5%)、69期は416人(23.6%)、70期は356人(22.8%)、2018年12月登録の71期は334人(22.0%)と、一斉登録日時点では微減が続いている。最近では一斉登録日ではなく、翌月の1月登録も増えていると考えられるが、一斉登録日から1か月後の未登録者の人数と割合を見ると、ピーク時の66期が未登録者312人(15.3%)、67期が未登録者317人(16.1%)であったのに対し、68期は未登録者225人(12.7%)、69期は176人(10.0%)、70期は156人(10.0%)、71期は124人(8.2%)と、着実に未登録者の割合が減少している。一斉登録日から12か月後の未登録者も69期で28人(1.6%)、70期でも23人(1.5%)と、2009年登録の新62期の12か月後の未登録者25人(1.3%)の水準に戻っている。これが、司法試験合格者1,500人程度としたことの効果なのか、社会情勢の変化によるものかは判然としないが、日弁連における若手弁護士支援の成果であることも要因の一つにあげられるであろう。

小林 哲也(第二東京)